

岩手県土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3 月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第25号

岩手県土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

岩手県土地改良事業分担金徴収条例（昭和32年岩手県条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p data-bbox="203 485 663 517"><u>岩手県土地改良事業分担金徴収条例</u></p> <p data-bbox="165 531 246 563">（趣旨）</p> <p data-bbox="120 580 1108 756">第1条 この条例は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第91条第1項本文及び<u>第4項の規定に基づき、</u>県営土地改良事業について徴収する分担金及び分担金に相当する金額（以下「分担金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="165 919 358 951">（分担金の徴収）</p> <p data-bbox="120 968 1108 1287">第2条 分担金は、毎年度県営土地改良事業に要する<u>経費</u>の額に別表事業区分の欄に掲げる区分に応じ同表分担率の欄に掲げる率を乗じて得た額以内で知事が定める額を、当該県営土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部を地区とする土地改良区又は当該県営土地改良事業によって利益を受ける者で当該県営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有するもの（以下「受益者」という。）から徴収する。</p> <p data-bbox="120 1305 1108 1433">第5条 知事は、第2条の土地改良区が当該事業に要する<u>経費にあてる</u>目的をもって金銭を寄附したときはその寄附額に応じ、又は土地、物件若しくは労力を提供したときはこれを金銭に換算した額に応じ分担金を減免する</p>	<p data-bbox="1211 485 1697 517"><u>岩手県土地改良事業分担金等徴収条例</u></p> <p data-bbox="1173 531 1254 563">（趣旨）</p> <p data-bbox="1128 580 2116 900">第1条 この条例は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第91条第1項本文及び<u>同条第4項において準用する法第90条第4項の規定に基づき徴収する分担金及び分担金に相当する金額（以下「分担金」という。）並びに法第91条の2第1項、同条第2項において準用する法第90条第4項及び法第91条の2第6項の規定に基づき徴収する特別徴収金及び特別徴収金に相当する金額（以下「特別徴収金」という。）</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="1173 919 1366 951">（分担金の徴収）</p> <p data-bbox="1128 968 2116 1287">第2条 分担金は、毎年度県営土地改良事業に要する<u>費用</u>の額に別表事業区分の欄に掲げる区分に応じ同表分担率の欄に掲げる率を乗じて得た額以内で知事が定める額を、当該県営土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部を地区とする土地改良区又は当該県営土地改良事業によって利益を受ける者で当該県営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有するもの（以下「受益者」という。）から徴収する。</p> <p data-bbox="1128 1305 2116 1433">第5条 知事は、第2条の土地改良区が当該事業に要する<u>費用に充てる</u>目的をもって金銭を寄附したときはその寄附額に応じ、又は土地、物件若しくは労力を提供したときはこれを金銭に換算した額に応じ分担金を減免する</p>

ことができる。

(分担金の特例)

第6条 県は、県営土地改良事業であつて別に知事が指定するものの施行については、当該事業に係る土地改良区又は受益者から、第2条の規定により徴収する分担金のほか、当該事業に要する経費から同条の規定により徴収する分担金の額に相当する額を控除した額を法第3条に規定する資格を有している者の当該事業の施行に係る地域内の土地の面積に割りふって得られる額の範囲内で、当該土地の全部又は一部につき、当該事業の工事完了の告示において示された工事完了の日の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を知事が指定したときは、その指定した年度）から起算して8年を経過しない間に農用地以外への転用が行われる場合又は当該事業により畑として区画形質が変更され、若しくは造成された農用地についての開田が行われる場合に、当該転用又は開田に係る土地の面積に応じた額（農用地の農用地以外への転用が行われる場合において当該転用に伴い遊休化する施設を当該土地改良事業計画において定める用途以外の用途に活用することにより生ずる収入があるときは、当該収入額のうち当該転用に係る土地に係るものを差し引いた額）を納付せしめる旨の条件を付した分担金を徴収する。

ことができる。

(特別徴収金)

第6条 特別徴収金（法第91条の2第6項の規定に基づき徴収するものを除く。次項において同じ。）は、県営土地改良事業（法第87条の3第1項の規定に基づき県が行う土地改良事業（以下「機構関連事業」という。）を除く。以下同じ。）の施行に係る地域内にある土地につき受益者が、当該県営土地改良事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告において示された工事完了の日の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を知事が指定したときは、その指定した年度）の初日から起算して8年を経過する日までの間に、当該土地を法第91条の2第1項に規定する目的外用途（以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等（所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下同じ。）をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）に、当該県営土地改良事業の施行に係る地域の全部若しくは一部を地区とする土地改良区又は当該受益者から徴収する。

2 前項の規定に基づき徴収する特別徴収金の額は、県営土地改良事業に要する費用の額にその徴収に係る土地の面積の当該県営土地改良事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を乗じて得た額から、当該県営土地改良事業につき第2条の規定に基づき県が徴収する分担金及び法第91条第6項の規定に基づき県が徴収する負担金の合算額にその徴収に係る土地の面積の当該県営土地改良事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を乗じて得た額を差し引いて得た額を限度として、知事が定める。

3 特別徴収金（法第91条の2第6項の規定に基づき徴収するものに限る。次項において同じ。）は、同条第6項各号のいずれかに掲げる者が、法第

87条の3第7項において準用する法第87条第5項の規定による公告があった日以後、当該機構関連事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告において示された工事完了の日の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を知事が指定したときは、その指定した年度）の初日から起算して8年を経過する日までの間に、当該各号に定める場合に該当するときは、その者から徴収する。

4 前項の特別徴収金の額については、第2項の規定を準用する。

2 知事は、前項の分担金を徴収する場合にあっては、第2条の規定による分担金の徴収に係る決定通知を行う際にあわせてその通知を受ける者に前項の規定により徴収する分担金の額その他当該分担金に関し必要な事項を定めて通知するものとする。

3 知事は、当該転用に係る土地の面積が知事の指定する面積を超えない場合その他知事が特に納付の必要がないものとして承認したときは、第1項の分担金を免除することができる。

5 知事は、第1項及び第3項の特別徴収金の徴収に係る土地の面積が知事の指定する面積を超えない場合その他知事が特に納付の必要がないものとして承認したときは、第1項及び第3項の特別徴収金を免除することができる。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。